

デイサービスセンター グリーンピア瀬戸内 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 瀬戸内福祉事業会が開設するデイサービスセンター グリーンピア瀬戸内（以下「センター」という。）が行う指定通所介護事業及び介護保険法第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス（以下「通所介護事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターにおくべき職員（以下「職員」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）提供することを目的とする。

(指定通所介護運営の方針)

第2条 センターの指定通所介護事業の職員は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 センターの介護保険法に基づく第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)の職員は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

3 通所介護事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 センターは、自らの提供する通所介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービスセンター グリーンピア瀬戸内
- 二 所在地 岡山県倉敷市玉島陶856-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名（常勤1名、併設介護老人福祉施設の管理者と兼務）
管理者は、センターの職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用の申込みの調整・生活相談を行う。

三 看護職員 1名以上（機能訓練指導員と兼務）
看護職員は、健康チェック等を行い健康状態を把握し、サービスを利用するために必要な処置を行う。

四 介護職員 3名以上
介護職員は、通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況を把握し、適切な介助を行う。

五 機能訓練指導員 1名以上（看護職員と兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要に機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行う。

（利用定員等）

第5条 センターの利用定員は、次のとおりとする。

1日 25名とする。

（営業日及び営業時間）

第6条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 毎週月曜日から土曜日まで（12月30日から1月3日迄の年末年始を特別休暇とする。）

二 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までを、通常の営業時間とする。

① サービス提供の時間 午前9時30分から午後3時40分

三 臨時休業等

暴風雨、積雪等で警報が発令された場合は、管理者の判断により臨時休業する場合がある。また、営業時間中に警報等が発令され通常の帰宅時間に危険が生じる場合も、管理者の判断により途中休業の場合がある。

（通所介護事業の内容）

第7条 通所介護事業の内容は次のとおりとする。

一 日常生活上の世話・・・日常生活動作能力に応じて、必要な支援を行う。

ア 排泄の誘導・介助

イ 移乗・移動の見守り・介助等その他の必要な心身の介助

ウ 養護（休養）

二 機能訓練・・・利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身活性化を図るための各種サービスを提供する。

ア 日常生活動作に関する訓練

イ レクリエーション

ウ 行事的活動

エ 体操

オ 筋力向上訓練

三 食事提供・・・栄養並びに利用者の身体的状況及び嗜好を考慮し食事を提供する。また自力で食事を摂ることが困難な利用者には、食事介助を行う。

四 入浴介助・・・入浴の介助又は清拭等を行う。

五 送迎・・・利用者の居住区域ごとのコースを設定し、車両送迎を行う。

六 相談、助言に関すること・・・利用者及びその家族の日常生活における介助等に関する相談及び助言を行う。

七 その他利用者に対する便宜の提供

（利用料その他の費用の額）

第8条 通所介護事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額又は倉敷市で定める額とし、当該通所介護事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額又は倉敷市で定める額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
- 一 利用者の希望により、介護報酬設定上通常の利用時間とされる時間を超えてサービスを提供する場合に要する費用のうち、介護報酬額を超える額。
時間延長サービス 延長1時間につき 500円。
 - 二 食費として、1日あたり 550円。
 - 三 おむつ代として、その実費。
 - 四 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から
片道おおむね 10キロメートル未満 1,000円
片道おおむね 10キロメートル以上 2,000円
 - 五 その他事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書等で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記入押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 通所介護員等は、指定通所介護を実施中に利用者の病状に急変・その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者又は必要に応じ居宅支援事業所等に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、倉敷市、浅口市、総社市、矢掛町とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

- 第11条 利用者は、通所介護事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。
- 一 他の利用者が適切な通所介護事業の提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならないこと。
 - 二 センターの施設・設備等の使用に当たっては、本来の用途に従い適切に使用しなければならないこと。
 - 三 その他センターの規則等を遵守しなければならないこと。

（非常災害対策）

第12条 センターは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、防火管理者を置き、非常災害その他緊急の事態に備え、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、予めとるべき対策（消防計画等）をたて、避難訓練等を実施し利用者又は従事者に対して防災教育を行うものとする。

（安全管理体制の確保）

- 第13条 センターは、利用者の病状の急変等が生じた場合に備え、緊急対応マニュアルを作成し、通所介護員等に周知徹底を図るとともに、主治医等への連絡体制をあらかじめ定めておくものとする。
- 2 センターは、サービスの提供に当たり、転倒防止の観点から余計な物品等を放置しない等転倒防止の環境整備に努める。
 - 3 センターは、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体

調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努める。

(苦情・ハラスメント)

第14条 センターは、提供した事業等に関する利用者又はそのご家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 センターは、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 センターは、事業に対する国民健康保険団体連合会への苦情の申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

4 センターは、事業等に対する利用者からの苦情に対して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した事業に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 センターは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための担当者を選任し、次の措置を講ずるものとする。

一 虐待防止のための指針を整備するとともに、委員会(3か月に一回)を実施し、その結果について従業者に周知徹底を図る

二 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施(年2回以上)

三 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法の検討

四 その他虐待防止のために必要な措置

2 センターは、サービス提供中に、当該事業所従業者または、養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画)

第16条 事業継続計画(BCP)の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が介護福祉サービスの提供を受けられるよう業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第17条 感染症の予防及びまん延に努め、感染予防に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針を作成し掲示を行う。また、研修や訓練を実施し感染対策の資質向上に努める。

(その他運営についての留意事項)

第18条 センターは、通所介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後 3ヵ月以内

二 継続研修 年 1回

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 センターの会計は、他の会計と区分し毎年4月1日から翌年3月31日の会計期間とする。

- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人 瀬戸内福祉事業会とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

平成12年 7月10日 一部改正

平成17年 3月 9日 一部改正

平成17年 8月 1日 一部改正

平成17年10月 1日 一部改正

平成18年 4月 1日 一部改正

平成19年 4月 1日 一部改正

平成20年 6月30日 一部改正

平成21年 7月10日 一部改正

平成22年 4月 1日 一部改正

平成22年 7月 1日 一部改正

平成22年11月19日 一部改正

平成24年 4月 1日 一部改正

平成25年 5月28日 一部改正

平成27年 8月 1日 一部改正

令和 2年 2月15日 一部改正

令和 2年 4月 1日 一部改正

令和 6年 4月 1日 一部改正

令和 6年10月23日 一部改正